

○ 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書

(記載例 1) 平成 30 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 8 年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書の記載例

(この記載例は、令和 8 年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書』(以下「控除申告書」)といえます。)の書き方の例です。なお、この記載例は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合について説明しています。

● ①欄 及び ⑥欄 には、2 か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、それぞれ①欄又は⑥欄に記入します(住宅借入金等の借換えを行った場合又は連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、右の説明をご覧ください)。

①欄 は、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します。なお、②の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

● ②欄 の記入に当たっては、取得対価の額を家屋と土地等に区分しないで合計額を確定申告書に記入している場合には、下部の証明事項の㊹の金額を④欄及び⑤欄に記入します(この場合には、証明事項の㊹の金額の左側に「計」が表示されています)。

● ③欄 は、下部の証明事項の㊶・㊷・㊸・㊹の面積及びその割合を記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

※⑥欄の③の記入について

控除申告書③欄の③の記入に当たっては、④欄の③の割合と⑤欄の③の割合や⑥の割合と⑥欄の③の割合が、同じ場合は④欄の③の割合又は⑥の割合を書き、異なる場合は⑥欄の③の記入を省略して、⑥欄の③以下の算式により計算した i と ii との金額の合計額を書きます(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください)。

(算式)

$$\begin{aligned} & \text{④欄の③の金額} \times \frac{\text{③欄の③又は⑦の金額}}{\text{④欄の②の金額}} \times \frac{\text{③欄の③又は⑧の割合}}{\text{④欄の③の割合}} = \text{円} \\ & \text{⑥欄の③の金額} \times \frac{\text{③欄の③の割合}}{\text{④欄の③の割合}} = \text{円} \end{aligned}$$

● ⑧欄 は、下部の証明事項の㊶・③の金額及びその割合をそれぞれ記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、第 4 位を切り上げて記入します。ただし、その割合が90%以上である場合は100%と記入します。

● ⑫欄 及び ⑬欄 は、記入の必要はありません。

● 「年間所得の見積額」欄 には、その年の 1 月 1 日から12月31日までの合計所得金額の見積額を記入します。

(注) 「合計所得金額」とは、総所得金額、特別控除前の分離課税の長(短)期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額及び退職所得金額の合計額です。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前金額をいいます。

※ 令和 8 年分の確定申告において適用される法律に基づいています。

● 「備考」欄 の記入に当たっては次によります。

- 1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日令和〇年〇月〇日」と記載します。
- 2 ③欄の③の記入に当たり、「③欄」の書き方の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

この欄は「控除申告書」の提出を受けた給与の支払者が記載します。

令和 8 年分 給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書 給与の支払者(受印)

(この申告書は、年間所得の見積額が 3,000 万円を超える方は提出できません。)

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたうえで、申告します。

給与の支払者 名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国 税 太 郎
〇〇税務部長		あなたの住所 又は 郵便	〇〇市△△町×-××-××
給与の支払者 の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-××		

新築又は購入に係る借入金等の計算				増改築等に係る借入金等の計算			
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
借入金等の年末残高				増改築等に係る借入金等の年末残高			
①	18,000,000			⑤	18,000,000		
②	10,000,000			⑥	22,500,000		
③	70.00			⑦	18,000,000		
④	70.00			⑧	18,000,000		

④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、税務署にお尋ねください。

④ この申告書の記載に当たっては、同封の「年末調整で住宅借入金等特別控除を受ける方へ」をお読みください。
⑤ この申告書の提出に当たっては、金融機関等が発行する「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」の添付が必要です。
⑥ 下の証明書は、切り離さないでください。

令和 8 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、平成 30 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

令和 1 年 10 月 16 日

〇〇税務部長 〇〇 〇〇

国 税 太 郎 様

新築又は購入に係る事項				増改築等をした部分に係る事項			
項目	金額	土地等	項目	金額	土地等	項目	金額
居住開始年月日	平成 30 年 7 月 24 日(特定)		居住開始年月日			増改築等の費用の額	
家屋又は土地等の取得対価の額	10,000,000		増改築等の費用の額			②のうち居住用部分の費用の額	
家屋又は土地等の総床面積又は総面積	70.00		増改築等の費用の額			③のうち居住用部分の面積又は割合	
④又は⑤のうち居住用部分の床面積又は割合	70.00		増改築等の費用の額			(特定増改築等)住宅借入金等特別控除	

(平成 30 年中居住用者)

証明事項の各欄は、平成30年分の申告に基づいて記載しています。
なお、「家屋又は土地等の取得対価の額」は、補助金等の額及び住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額を控除した後の金額です。

【住宅借入金等の借換えを行った場合】

住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を「控除申告書」①欄又は⑥欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × 借換え直前の当初住宅借入金等残高 ÷ 借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額

【連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合】

連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合には、次の設例を参考に連帯債務による住宅借入金等のうちあなたの負担すべき部分の年末残高を計算し、「控除申告書」①欄又は⑥欄に転記します。

○ 設 例 (中央の証明書兼申告書は、この設例に基づいて記載しています。)

平成 30 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

①住所及び氏名

住所 〇〇市△△町×-××-××

氏名 国 税 太 郎

氏名 国 税 春 子

②居住用部分の面積又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿																																																				
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

④ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入 住 所 〇〇市△△町×-××-××

れ等をしている者 氏 名 国 税 太 郎

住宅借入金等の内訳 1 住宅のみ 2 土地等のみ ③ 住宅及び土地等

住宅借入金等の金額 年 末 残 高 予 定 額 36,000,000 円

年 初 金 額 平成 30 年 7 月 17 日 40,500,000 円

償 還 期 間 又 は 払 込 期 間 平成 30 年 7 月 から の 25 年 月 月

居住用家屋の取得の対価等の事業又は増改築等に要した費用の額 円

(備考) 連帯債務者 国 税 春 子

租税特別措置法施行令第26条の3第1項の規定により、令和 8 年 12 月 31 日における租税特別措置法第 3 条第 1 項に規定する住宅借入金等の金額、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項に規定する増改築等住宅借入金等の金額、同法第 5 項に規定する新築改修住宅借入金等の金額又は同法第 8 項に規定する多世帯同居改修住宅借入金等の金額等について、上記のとおり証明します。

連帯債務による住宅借入金等の年末残高(円) × あなたの負担すべき割合(%) = 連帯債務による住宅借入金等の年末残高のうちあなたの負担すべき部分の年末残高(円)

36,000,000 × 50 = 18,000,000

①「控除申告書」の①欄に転記します。

(注) 「あなたの負担すべき割合」については、原則として、『計算明細書』の④欄によります。

「備考」欄に、他の連帯債務者から、「私は連帯債務者として、右上の住宅借入金等の残高〇〇〇〇〇円のうち、〇〇〇〇円を負担することとしています。」等の文、住所及び氏名の記入を受けてください。その方が給与所得者である場合には、その勤務先の所在地及び名称も併せて記入を受けてください。
なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例 2) 令和 3 年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和 8 年分について年末調整でこの控除を受ける場合
給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和 8 年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
兼(特定増改築等)住宅借入金等特別控除計算明細書
令和 8 年分

給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
給与の支払者の法人番号		あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-×
〇〇 税務署長	〇〇支〇〇×-×-×		

年末調整の際に、次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目	④ 住 宅 の み	⑤ 土 地 等 の み	⑥ 住宅及び土地等	⑦ 増改築等に係る借入金等の計算(注1)
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	① () 円	() 円	(39,500,000) 円	(39,500,000) 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	② () 円	() 円	(19,750,000) 円	() 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額	③ () 円	() 円	(19,750,000) 円	() 円
③ × 「居住用割合」	④ (100.0 %) 円	(100.0 %) 円	(19,750,000) 円	() 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑤ (最高 4,000 万円) 円	年間所得の見積額 (3,000 万円を超える場合は、控除の対象となりません。(注1))	8,800,000 円	() 円
特定増改築等の費用の額(注3)	⑥ () 円	(備考)		
特定増改築等の費用の額に係る住宅借入金等の年末残高等(⑤と⑥の少ない方)(注3)	⑦ (最高 万円) 円	(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、⑥欄で計算した⑦欄の額の居住用割合については、⑤欄の④の居住用割合と⑥欄の⑦の居住用割合と⑦欄の⑦の居住用割合のいずれか少ない方を、⑦欄の⑦の居住用割合とみなします。(注2) 特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける方は、⑥欄⑦の欄の記入が必要です。		
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(⑦×1%)	⑧ (最高 400,000 円) 円	重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、⑦欄の欄を記載してください。)	(最高 円) 円	() 円

この申告書及び証明書を提出する際には、令和 8 年分の確定申告書に添付する際に必要です。年末調整

重複適用(の特例)を受ける方は、
⑦の欄を参考に記入します。

給与の支払者に提出していただく欄

令和 8 年分 年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書

左記の方が、令和 3 年分の所得税について次のとおり(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けていることを証明します。

〇〇市△△町×-××-×

令和 4 年 〇 月 〇 日

国税 太郎 様

〇〇 税務署長 〇〇 〇〇

(証明事項)(令和 3 年中居住者用)

① 居住開始年月日(特別特定)	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価等の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
令和 3 年 〇 月 〇 日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %

⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 特定増改築等の費用の額	⑪ 居住用割合	⑫ 連帯債務割合	⑬ 特例期間(11年目～13年目)(※)における控除限度額
年 月 日	円	円	%	%	(※) 令和 13 年分～令和 15 年分 66,600 円

(参考) 適用開始年の控除額 200,000 円 各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることがありません。 ※各年分の控除限度額ではありませんのでご注意ください。

証明事項の各欄は、令和 3 年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-×
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎
住 宅 借 入 金 等 の 内 訳	1 住宅のみ 2 土地等のみ 3 住宅及び土地等	
住宅借入金等の金額	年末残高	予定額 39,500,000 円
	当初金額	令和 3 年 7 月 17 日 40,500,000 円
償還期間又は賦払期間	令和 3 年 7 月から 令和 28 年 6 月まで	の 25 年 月間
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等に要した費用の額		円
(摘要)	連帯債務者	国 税 春 子

『控除申告書』の
①欄に転記します。

イ ①欄 には、2 か所以上の金融機関等から『残高等証明書』の交付を受けている方は、その全てに基づいて、『残高等証明書』に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑧又は⑩の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。)。連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の かつ ② 以内に記入します。住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高× $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初残高}}$

ロ 「④欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」又は「⑩欄の④の居住用割合と⑧欄の④の居住用割合」が異なる場合は、下の算式により計算した i と ii を合計した割合を⑧欄の④の かつ ② 以内に記入します。なお、割合は小数点以下第 4 位まで算出し、小数点以下第 4 位を切り上げて記入します(下の算式により計算した場合には「備考」欄の書き方も参照してください。)。 (算式)

$$\begin{aligned} \text{i} & \frac{(\text{⑩の金額又は⑩の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑩の金額})} \times (\text{⑦又は⑦の割合}) = \text{ } \\ \text{ii} & \frac{(\text{⑩の金額})}{(\text{⑩の金額又は⑩の金額}+\text{⑩の金額})} \times (\text{⑦の割合}) = \text{ } \end{aligned}$$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用(の特例)を受ける方は、『控除申告書』の重複適用 1 枚目及び重複適用 2 枚目の⑧欄の住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用 1 枚目の 重複適用(の特例)を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ニ 「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
2 ⑧欄の④の かつ ② 内の記入に当たり、上記ロの算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。

(記載例) 令和7年分につき住宅借入金等特別控除を確定申告で受けた人が令和8年分について年末調整でこの控除を受ける場合

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書の記載例

(この記載例は、令和8年分の年末調整において住宅借入金等特別控除を受ける場合の『給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼住宅借入金等特別控除計算明細書』(以下「控除申告書」といいます。))の書き方の例です。この『控除申告書』を計算明細書として使用し、確定申告書に添付する場合も書き方は同じです。
なお、調書方式の場合で令和9年分以降は、金融機関等から交付される住宅ローン返済計画表等を基に年末残高を記載してください。

この欄は、『控除申告書』の提出を受けた給与の支払者が記載します。

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

令和8年分	給与の支払者の名称(氏名)	〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名	国税 太郎
	給与の支払者の法人番号	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	あなたの住所又は居所	〇〇市△△町×-××-××
	給与の支払者の所在地(住所)	〇〇市△△町×-××-××		
年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。				
項目	① 住宅のみ	② 土地等のみ	③ 住宅及び土地等	④ 増改築等に係る借入金等の計算
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額)	① 〇	② 〇	③ 39,500,000	④ 39,500,000
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	① 〇	② 〇	③ 19,750,000	④ 19,750,000
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額いずれか少ない方の金額	② 〇	③ 〇	④ 19,750,000	⑤ 19,750,000
③ × 「居住用割合」	④ 100.0%	⑤ 100.0%	⑥ 100.0%	⑦ 〇
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額)	⑧ 19,750,000	⑨ 〇	⑩ 8,800,000	⑪ 〇
住宅借入金等特別控除額(⑤ × 0.7%)	⑫ 138,200	⑬ 〇	⑭ 〇	⑮ 〇
(備考)				

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記入します。

重複適用を受ける方は、ハの説明を参考に記入します。

調書方式の場合は、原則、控除見込額が記載されるため、計算の参考にしてください。
なお、繰上返済などにより、①、②又は③欄に記載された年末残高と実際の住宅借入金等の年末残高が異なることとなった場合には、実際の年末残高により計算する必要があります。

(注1) ③の区分に該当する住宅借入金等と単独債務と、④又は⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高とに異なる場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注2) ③の区分の居住用割合と④欄の居住用割合と⑤欄の居住用割合と⑥欄の居住用割合と⑦欄の居住用割合と⑧欄の居住用割合と⑨欄の居住用割合と⑩欄の居住用割合と⑪欄の居住用割合と⑫欄の居住用割合と⑬欄の居住用割合と⑭欄の居住用割合と⑮欄の居住用割合と⑯欄の居住用割合と⑰欄の居住用割合と⑱欄の居住用割合と⑲欄の居住用割合と⑳欄の居住用割合と㉑欄の居住用割合と㉒欄の居住用割合と㉓欄の居住用割合と㉔欄の居住用割合と㉕欄の居住用割合と㉖欄の居住用割合と㉗欄の居住用割合と㉘欄の居住用割合と㉙欄の居住用割合と㉚欄の居住用割合と㉛欄の居住用割合と㉜欄の居住用割合と㉝欄の居住用割合と㉞欄の居住用割合と㉟欄の居住用割合と㊱欄の居住用割合と㊲欄の居住用割合と㊳欄の居住用割合と㊴欄の居住用割合と㊵欄の居住用割合と㊶欄の居住用割合と㊷欄の居住用割合と㊸欄の居住用割合と㊹欄の居住用割合と㊺欄の居住用割合と㊻欄の居住用割合と㊼欄の居住用割合と㊽欄の居住用割合と㊾欄の居住用割合と㊿欄の居住用割合と

令和8年分 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

〇〇市△△町×-××-××	左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。					
国税 太郎 様	令和8年 〇月 〇日					
〇〇 税務署長	〇〇 〇〇					
(証明事項)(令和7年中居住者・認定住宅等利用)						
① 居住開始年月日	② 取得対価の額	③ 居住用割合	④ 連帯債務割合	⑤ 取得対価の額	⑥ 居住用割合	⑦ 連帯債務割合
令和7年 〇月 〇日	11,000,000 円	100.0 %	50.00 %	12,500,000 円	100.0 %	50.00 %
⑧ 居住開始年月日	⑨ 増改築等の費用の額	⑩ 居住用割合	⑪ 連帯債務割合	⑫ 住宅の区分	省エネ基準適合住宅・新築	
年 月 日	円	%	%	〇	〇	
住宅借入金等の年末残高に関する事項	⑬ 住宅のみ			⑭ 土地等のみ	⑮ 住宅及び土地等	⑯ 備考
円	円	円	円	円	円	円
140,000 円	140,000 円	140,000 円	140,000 円	140,000 円	140,000 円	140,000 円

以下の場合、
空欄で表示されます(注)。
・証明書方式の場合
・調書方式で令和9年分以降の場合

証明事項の各欄は、令和7年分の申告に基づいて記載しています。

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

住宅取得資金の借入	住 所	〇〇市△△町×-××-××	
れ等をしている者	氏 名	国 税 太 郎	
住宅借入金等の内訳	1 住宅のみ	2 土地等のみ	3 住宅及び土地等
住宅借入金等の金額	年末残高	39,500,000 円	
	当初金額	40,500,000 円	
償還期間又は賦払期間	令和7年7月からの25年	月間	
居住用家屋の取得の対価等の額又は増改築等によした費用の額	令和32年6月まで	月間	
(摘要)	連帯債務者 国 税 春 子		

『控除申告書』の①欄に転記します。

イ ①欄には、2か所以上の金融機関等から年末残高等証明書の交付を受けている方は、その全てに基づいて、年末残高等証明書に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて記入します(③の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と④、⑤又は⑥の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください)。
連帯債務による住宅借入金等の年末残高がある場合は、連帯債務による住宅借入金等の年末残高を①欄の括弧内に記入します。
住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額を『控除申告書』の①欄に記入します。

本年の住宅借入金等の年末残高 × $\frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$

ロ 「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、C欄の④の括弧内の記入を省略して、下の算式により計算した i の金額と ii の金額の合計額をC欄の④に記入します。
(算式)

$$i \text{ 〇欄の③の金額 (円) } \times \frac{\text{B の 金 額 (円)}}{\text{B の 金 額 (円) + C の 金 額 (円)}} \times \text{C の 割 合 (\%)} = \text{円}$$
$$ii \text{ 〇欄の③の金額 (円) } \times \frac{\text{A の 金 額 (円)}}{\text{A の 金 額 (円) + B の 金 額 (円)}} \times \text{A の 割 合 (\%)} = \text{円}$$

ハ 住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける方は、『控除申告書』の重複適用1枚目及び重複適用2枚目の⑥欄又は⑧欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の金額を合計して、その合計額を重複適用1枚目の重複適用を受ける場合の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額欄に記入します。

ニ 「控除申告書」の「備考」欄の記入に当たっては次によります。
1 災害によりその家屋を居住の用に供することができなくなり、翌年以後、引き続き控除を受ける場合には、「災害発生日 令和〇年〇月〇日」と記載します。
2 〇欄の④の記入に当たり、上記の算式により計算した場合には、算式に当てはめた計算を書きます。なお、「備考」欄に書ききれない場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
3 調書方式の場合は、「調書方式に対応する金融機関からの借入れ」などと、調書方式に対応する金融機関等からの借入れである旨を記載してください。

(注) 調書方式の場合の令和8年分の証明書兼申告書には、借換えがあるなど一定の場合を除き、原則、金融機関等から提出された年末残高等調書を基に年末残高金額が記載されています。年末残高金額が記載されていない場合には、返済計画表等を基に年末残高を確認してください。
なお、金融機関等から2以上の年末残高等調書の提出がある場合や住宅借入金等特別控除の重複適用を受ける場合は、控除対象となる年末残高金額が証明書兼申告書に記載されているか内容を確認の上、必要に応じて返済計画表等を基に控除額の計算を行ってください。